

要求内要

- 一、即外工場を廻すこと
- 二、作業者の日給金額支給
- 三、即ち設備を完備すること
- 四、工場乗組を降し部長の取扱を
- ハクからころ

又、工場乗組の降し部長を懲罰を遂行を決
定する

六、争議中の日給金額支給

七、争議中の本工場の金額負担の事

等の要求を叩きつけし七月廿五日を以て全ストライキに入
後連日最後迄汗みまじり血みじろりの争争を遂行するにあたり

同志諸君殊大なる物質的犠牲を爲すに
七月廿五日

同志諸君殿

東京製紙 従業員会本部

争議中の争議団体本部 本砂可ニ元

定



八二一〇一六

勞秘第一四六四號

昭和四年八月七日

警視總監 丸山鶴吉



内務大臣安達謙藏殿
社会局長官 殿

4.8.17
679

大澤製材所勞働争議(發生)ニ関スル件

要旨(東京市深川区標記職工二十七名ハ事業不振ニ因リ勞働條件ヲ請負制度ニ變更セラルヤ日本大衆党ノ應援ヲ得テ時々同盟休業ニ出テ之カ改善ヲ要求ス)

一、争議發生ノ場所

東京市深川区豊住町一三六

二、事業主側